

## 大府市町名設定に関する答申

明治39年7か村が合併、大府村となり現在の市域を確定した。その7か村は現在の町（旧大字）をなし、その歴史的経緯により現在も自治区の単位となっている。さかのぼって明治初年には15か村が存在したが、それらの旧部落名は現在も現町・字名と混こう使用され、その区域は神社祭礼、隣組等の形で引き継がれている。

また、市内には四百有余の字（小字）が現存、使用されている。それら字名は変化に富み千有余年に及ぶ市の歴史を物語っているとみえる。かく、町界・町名・字界・字名は深く地区住民生活と結びつき使用されてきた。しかし、近年の急激な都市化は、かつての湿地やがけ地、山間等の開発を促し、もともとそれらに付けられた字名が住所として日常頻繁に使われるに及び、その名称の不適切さが顕在化してきた。一方、土地の段階的分割は無秩序な地番設定を生み、それは連絡統一を欠く不合理なものとなっている。また、開発による人家の連たんは旧部落界や現町界を不明確なものとし、それにつれ学区を始めとする市行政上の区域も、町・字界と異なり複雑な様相を呈している。

乱雑、錯綜した町界・町名・地番は、新しい居住者はもとより旧来からの居住者にとってもわかりにくく、交通・通信・訪問をはじめ市民生活上種々支障を招いている。また、それは行政事務上にも悪影響を及ぼしている。その不合理性は都市としての資格を欠くものであり、その整理統合は都市近代化のために必要事である。加えて、近年の市中心部における区画整理事業の進ちょくは、好むと好まざるとにかかわらず、町界・地番の変更をせまられている。しかし、それら一区域の設定変更を行うにあたっては市全域での位置付けが必要であり、その整理にあたっての基準が必要である。したがって、ここに大府市町名設定基準及びそれに基づく町割を提案する。

町割は冒頭に記述したような伝統や住民感情をできるかぎり考慮したものの基本的には、将来にわたって耐えられるわかりやすい町づくりを目標に局部的・一時的・社会現象にとらわれることなく作成した。町割りには街区方式により町界のみ設定したが丁目については今後実施の段階で技術的な面での配慮を加えながら、基準に従い設定するものとする。

その施行については、市民生活、産業活動に支障を生ぜしめることなく、さらには行政事務の遂行に円滑を欠くことなく、年次計画のもとに市民の積極的な理解と協力を得て、極力短期間に実施完了することが望ましい。

町名については参考までに付記したが、決定にあたっては地元住民の意見を尊重すること。なお、これら町界及び丁目界は、今後必要に応じ市行政上の区域界をなすものと思われるが、住民の自主的組織・行事を規制することのないよう留意すること。